

認定通知書（差出人用）

平成 年 月 日
認定通知第 号
(認定通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第69条の3第5項の規定により通知します。

記

1. 認定結果

関税法第69条の2第1項第3号・第4号に掲げる物品に 該当する・該当しない。

2. 理由

3. 留意事項

- (1) 上記1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)①から③の処理を行うことができます。
- (2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記①から③のいずれの処理も行わない場合には、関税法第69条の2第2項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

- ① 当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し、税關へ提出した場合には、輸出することができます。
- ② 当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸出することができます。
- ③ 当該物品の任意放棄を希望する場合には、「任意放棄書」（税關様式C第5380号）の所定の事項に記入のうえ返送して下さい。

[連絡先] : (税關官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格A4)

税関様式C 第7009号

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に○○税関長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 異議申立てについての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に財務大臣に対して審査請求をすることができます。
- 3 次のいずれかに該当するときは、異議申立てについての決定を経ずに、財務大臣に対して審査請求することができます。
(注) (2)の場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に限ります。
 - (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分については、異議申立てについての決定又は審査請求について裁決を経ずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは異議申立て若しくは審査請求をしたときはこれに対する決定若しくは裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該処分若しくは決定若しくは裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。